

新たな環境基本計画における戦略的プログラム（循環部分）の構成（案）

現行計画の構成	新たな計画の構成（案）
<p>1 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現代の社会経済活動が環境問題の原因となっていることを指摘しつつ、適正な物質循環を確保した社会経済システムへの移行が必要な現状を指摘 ・我が国の物質収支や再生利用量を概観しつつ、廃棄物等の発生量の抑制及びリユース、リサイクルの推進等の課題を明示 ・循環基本法を始めとした循環型社会の形成に向けた法体系を整備し、その的確な運用等を通じた政府一体となって取組を進めていく必要性を記述 <p>2 目標</p> <p>(1) 循環を基調とする社会経済システムの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会経済システムから発生する環境負荷が増大している中で、循環を基調とするシステムの構築の重要性を指摘 ・特に、循環型社会の構築のために重要な廃棄物問題の解決に向け、廃棄物処理の優先順位等、循環型社会基本法の考え方を提示 	<p>1 現状と課題</p> <p>循環基本計画第1章「現状と課題」に即して、以下のような構成とし、状況の変化を反映させるのが適当ではないか。</p> <p>(1) 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非持続的な20世紀型の活動様式 ・物質フローの状況 ・法的基盤の整備 ・施設等の整備 ・国民等の自発的な活動の推進 <p>(2) 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環を基調とする社会経済システムの実現 ・廃棄物問題の解決 <p>2 目標</p> <p>循環基本計画第2章「循環型社会のイメージ」を参照しつつ、将来的に目指すべき社会経済システムを提示するとともに、その実現に向けた数値目標として、循環基本計画第3章「循環型社会形成のための数値目標」に即して整理すべきではないか。</p> <p>(1) 実現すべき循環を基調とする社会経済システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、循環型社会の構築の重要性等について指摘。 ・「循環型社会のイメージ」について、適宜、循環型社会基本計画を参照することとしつつ、その中で位置づけられた主要項目（自然の循環と経済社会の循環等）を整理。

現行計画の構成	新たな計画の構成（案）
<p>(2) 数値目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の構築を着実に推進していく観点から、数値目標を設定する必要性と、その際の考え方について整理 <p>3 施策の基本的方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然の物質循環と社会経済システムの物質循環には密接な関係があり、両者の適正な循環を確保 ・廃棄物・リサイクル問題については、循環型社会基本法に基づき、循環基本計画を策定し、各種施策を総合的かつ計画的に実施 ・政府一体となり、循環型社会基本法や、各種個別法の適正な運用を確保 ・循環型社会の形成に必要な、グローバルな視点や地域の視点、経済構造の見直し等の様々な視点を整理 ・国民や事業者の意識、行動を変革していくよう、環境教育・環境学習の振興や民間団体等による自発的な活動を促進 ・適切な政策展開を図っていく基礎となる各種データの迅速かつ的確な把握等の推進 	<p>(2) 循環型社会形成のための数値目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物質フロー指標に関する目標として、循環基本計画における資源生産性等の指標を位置付け。 ・合わせて、循環基本計画で検討課題とされている隠れたフローや再資源化量の把握等の新たな補助指標について、今後の方向性を検討。 ・取組指標に関する目標として、循環基本計画における廃棄物に対する意識・行動に関する目標等を位置付け。 ・循環基本計画には明示されていないが、大規模不法投棄事案の撲滅といった循環基本計画策定後に設定された政策目標の位置づけについても検討。 <p>3 施策の基本的方向</p> <p>現行環境基本計画における施策の基本的方向性をベースとしつつ、循環基本計画の策定や、そのフォローアップにおける主要な指摘等を踏まえ、以下に示すような状況の変化を反映させた内容とすべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環基本計画第4章「国の取組」、第5章「各主体の果たす役割」における基本的考え方をベースに記述 ・循環政策の一層効率的・効果的な実施を推進する観点から、多様な関係者による役割分担の明確化、連携の促進を明示 ・現行環境基本計画策定後に各種個別リサイクル法が制定・施行されていることから、これらのリサイクル法等による法体系の充実、見直しを位置付け ・循環型社会の形成の視点については、国内での廃棄物処理の基本的な考え方を踏まえつつ、国際的な資源循環に対する考え方、他の環境政策の分野との相乗効果の発揮への配慮等を検討 ・循環型社会の形成状況に関する基礎データについては、物質循環の把握の迅速化を図るとともに、先行的・安定的に物質循環を把握していくための新たな方策を検討

現行計画の構成	新たな計画の構成（案）
<p>4 重点的取組事項</p> <p>(1) 自然界における物質の適正な循環を確保するため、環境保全のための施策や、環境保全に適合した農林水産業の持続的な推進を確保するための施策を実施</p> <p>(2) 循環型社会の形成に必要な施策を総合的かつ計画的に講じていく観点から、循環基本計画の具体的な方向を整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の形成に向けた対策の優先順位や、排出者責任、拡大生産者責任の考え方等の政策手法等の考え方を整理 ・適正な再生利用・処理施設や情報基盤の整備、科学技術の振興といった社会基盤の整備の推進 ・教育・学習の振興や人材の育成等、国民の自発的な活動を促進 ・公共機関における再生品の利用等による需要の増進 ・国際社会と協力し合いながら循環型社会の形成を推進 ・国、事業者、住民及び周辺地方公共団体等と連携した地方公共団体の施策の推進 	<p>4 重点的取組事項</p> <p>循環基本計画第4章「国の取組」において位置づけられた事項を中心に、重点的に取り組むべき事項を整理するとともに、今後は、状況の変化に即した点検・見直しを行った上で、循環型社会基本計画の見直しにおいて体系的に位置づけていくこと等を明記すべきではないか。</p> <p>また、多様な主体による取組を促進するため、循環型社会基本計画第5章「各主体の果たす役割」をベースに、国民、NGO・NPO、事業者等の果たす役割を位置づけるべきではないか。</p> <p>(1) 自然界における物質循環の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス・ニッポン総合戦略の着実な実施 ・国が支援する農林水産業の全てを環境に配慮したものへ移行 <p>(2) ライフスタイルの変革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・地域学習の総合的な推進、国民やNGO・NPO等に対する必要な情報の提供 等 <p>(3) 循環型社会ビジネスの振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入の推進、ごみ処理手数料等の経済的手法の検討 ・レンタル・リース等を含めた、環境負荷低減型のサービサイジングの推進 ・循環型社会ビジネスの振興のための各種手続の合理化、環境報告書の作成や事業者による自主的取組の促進 等 <p>(4) 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会基本法に定める優先順位を踏まえた廃棄物等の循環的利用及び処分の推進 ・現在課題となっている廃棄物等の上流対策（例えば容器包装廃棄物の発生抑制等）の一層の促進 ・経済のグローバル化に伴う国際的な循環に対するバーゼル条約等に基づく対応の推進 等

現行計画の構成	新たな計画の構成（案）
<p>(3) 上記のほか、個別・具体的課題を循環基本計画において明らかにするとともに、容器包装等の法制度について、その施行状況について不断の検討を行い、必要な見直しを実施</p>	<p>(5) 循環型社会を支えるための基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P F I の手法の民間の能力の活用や、地方公共団体との協働等を図りつつ、廃棄物等の循環的な利用な処分のために不可欠な施設の整備の促進 ・ 適正処理を確保する観点から、最終処分場等の確保の推進 等 <p>(6) 各主体の果たす役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民、NGO・NPO、事業者、地方公共団体の果たすべき役割について、循環基本計画に即して整理 ・ その中で、地域における循環型社会の形成を促進する計画策定の促進や、このような計画を踏まえ、国と地方公共団体が協働し、地方の自主性と創意工夫を活かした広域的な取組の推進、地方公共団体と事業者が一体となったごみの3R推進の重要性等を位置付け等 <p>(7) 施策の定期的な点検・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ このほか、施策内容については、状況の変化に応じて点検を行うとともに、必要な見直しを行うこととし、その具体的な内容については、平成19年度を目処に行われる循環基本計画の見直しにおいて体系的にとりまとめ ・ 特に、上記の関係者間の役割分担を踏まえつつ、循環基本法に定められた拡大生産者責任の考え方等に即し、平成17年度から個別リサイクル法の評価・検討を着実に実施